

自動車保険改定のご案内

いつも日新火災をお引き立ていただき、ありがとうございます。

このたび、弊社では2020年1月1日以降を保険始期とする自動車保険について、改定を行うこととなりました。

つきましては、主な改定内容をご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

1

主な補償の改定

(1) 賠償責任補償における被保険者の追加および補償範囲の拡大

項 目	改定内容
被保険者の追加	事故を起こした記名被保険者やそのご家族が責任無能力者と認定され、別居の親族などに監督責任が発生するケースを補償可能にするため、責任無能力者の監督義務者等を被保険者に追加します。
補償範囲の拡大	ご契約のお車による線路内の立入りなどで電車を運行不能にした場合の振替輸送費用など法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する補償を追加します。

(2) 日常生活賠償責任補償特約の補償拡大

項 目	改定内容
保険金額の引上げ	2億円としていた保険金額を5億円に引き上げます。
保管財物に対する補償拡大	被保険者が使用または管理する他人の財物の損壊等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する補償を追加します。なお、1事故につき10万円(自己負担額は5,000円)を限度とします。
住宅の使用などに起因する事故の補償範囲の拡大	住宅の使用または管理に起因する事故における「住宅」は、記名被保険者の居住の用に供される住宅に限定していましたが、別居の未婚の子などの住宅についても対象とします。

上記のほか(1)と同じ趣旨の改定を日常生活賠償責任補償特約においても行います。

○:補償されます ×:補償されません

	他人の財物の損壊等による賠償		住宅の使用または管理に起因する賠償	
	被保険者が管理していない財物	被保険者が管理している財物	記名被保険者の住宅	別居の未婚の子などの住宅
改定前	○(2億円限度)	×	○	×
改定後	○(5億円限度)	○(10万円限度(*))	○	○

*自己負担額は5,000円

(3) 車両新価保険特約の対象契約拡大

改定前ではセットすることができなかった、保険期間の末日が被保険自動車の初度登録(初度検査)年月から起算して61か月を超えるお車についてセット可能とします。

ただし、61か月を超える場合は、車両保険金額(*)が新車価格の50%以上であるときに限ります。

*長期契約の場合は、最終保険年度における車両保険金額



2

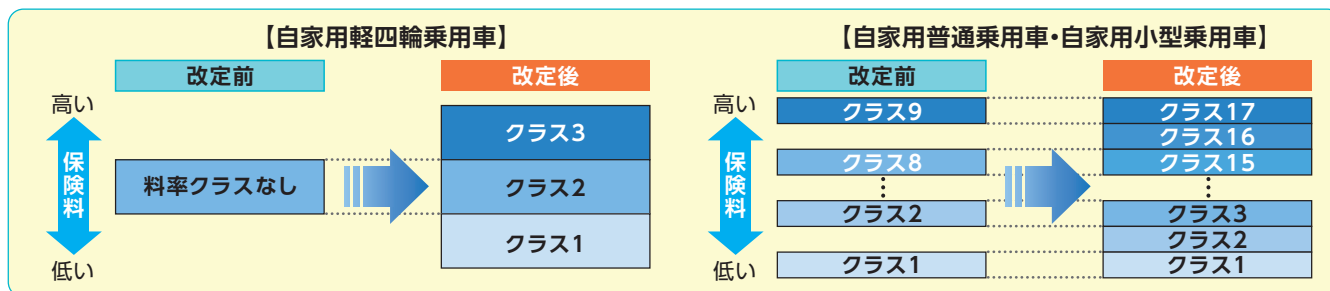
型式別料率クラス制度の改定

(1) 自家用軽四輪乗用車への型式別料率クラス制度導入および自家用普通乗用車・自家用小型乗用車における料率クラスの細分化

参考純率改定を踏まえ、自家用軽四輪乗用車に型式別料率クラス制度を導入します。

クラス数は3クラスとなり、型式ごとの事故実績が保険料に反映されるようになります。

また、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車のクラス数を、9クラスから17クラスに細分化します。



(2) 自家用軽四輪乗用車のASV割引適用範囲の変更

自家用軽四輪乗用車への型式別料率クラス制度導入に伴い、ASV割引の適用範囲を「全ての型式(型式発売年月問わず)」から、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車と同じ「型式発売年月が、保険期間の初日の属する年から3を減じた年の4月1日以降である型式」に変更します。

項 目	概 要
対物賠償責任保険における危険物の火災・爆発・漏えい事故などに対する保険金額の引上げ	対物賠償責任保険で、ご契約のお車に積載している危険物の火災・爆発・漏えいが原因で生じた事故における保険金額の上限額を引き上げます。 <改定前>10億円 <改定後>30億円
弁護士費用特約の被保険者の追加	記名被保険者およびそのご家族が友人・知人などから借りたお車を運転中の場合において、そのお車の所有者ならびに記名被保険者およびそのご家族以外の搭乗者を被保険者に追加します。
人身傷害補償保険および交通乗用具事故特約の被保険者の追加	記名被保険者およびそのご家族が友人・知人などから借りたお車を運転中の場合において、記名被保険者およびそのご家族以外の搭乗者を被保険者に追加します。
民法改正に伴う改定	法定利率引下げに伴い、人身傷害補償保険などで逸失利益等を一時金に換算するために中間利息控除として用いるライプニッツ係数が変更になります。 また、使用するライプニッツ係数は、事故日時点の法定利率により算出した係数とします。

2019年10月の消費税率(*)引上げ、2020年4月に施行される民法(債権法)の改正を踏まえ、保険料水準を引き上げます。そのほか、直近の損害実績を踏まえ、弁護士費用特約の保険料を改定します。また、補償内容の拡大に伴い日常生活賠償責任補償特約の保険料を改定します。

ただし、ご契約のお車の種類やご契約条件によって、保険料が引下げになる場合がありますので、実際にご契約いただくにあたっての保険料は、保険契約申込書などでご確認ください。

*自動車保険は非課税であるものの、お車の修理に係る費用などの面で消費税率引上げによる影響を受けます。

車両保険の充実補償のススメ

＼新車にお乗りの方へ！／

車両新価保険特約がおすすめです！

事故発生時、下記のいずれかに該当するとき

- ①お車が修理できない場合
 - ②修理費がご契約時の新車価格の50%以上となる場合
 - ③修理費がご契約時の車両保険金額以上となる場合
- なお、事故日の翌日から数えて6か月以内に買替えまたは修理する必要があります。

**買替費用または修理費用を、
設定した新車価格まで
補償します！**



＼長年大事にしている愛車をお持ちの方へ！／

車両超過修理費用特約がおすすめです！

事故により、修理費が車両保険金額を上回る場合で
事故日の翌日から数えて6か月以内に修理をした場合

**修理費用を
車両保険金額+50万円まで
補償します！**



〈特約の名称について〉

弁護士費用特約は「被害事故弁護士費用等補償特約」、交通乗用具事故特約は「人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約(無保険車傷害危険補償付)」、車両超過修理費用特約は「車両超過修理費用補償特約」、他車使用特約は「他車使用・管理危険補償特約」、他車使用特約二輪原付は「他車使用・管理危険補償特約(二輪・原付)」の略称です。

〈用語のご説明〉

用 語	説 明
被保険者	ご契約いただく保険の補償の対象となる方をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に運転する方または所有する方のうち、保険契約申込書などに記載の方をいいます。法人の場合は、その法人となります。
保険金額	保険金をお支払する事故が発生した場合に、弊社がお支払する保険金の限度額(補償限度額)をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
型式	自動車の型を分類するために付けられる車名・グレードごとに決められた識別番号のことをいい、自動車検査証(車検証)などに記載されています。
ご家族	記名被保険者(*)の配偶者、記名被保険者(*)またはその配偶者の同居の親族、記名被保険者(*)またはその配偶者の別居の未婚の子をいいます。 *記名被保険者が法人で、個人被保険者を設定している場合は、個人被保険者とします。ただし、交通乗用具事故特約、他車使用特約および他車使用特約二輪原付に限りません。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

このチラシは、新総合自動車保険(ユーサイド)の改定の概要を記載したものです。詳細につきましては、新総合自動車保険(ユーサイド)重要事項説明書兼パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または弊社までご照会ください。



日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL 03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424[受付時間9:00~17:00(土日祝を除く)]
ホームページアドレス <https://www.nissinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら

サービス24

受付時間

24時間・365日

フリーダイヤル

0120-25-7474

携帯電話・PHSからも
ご利用いただけます。

代理店・営業担当

●お問い合わせ